

守口市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画・生活排水処理基本計画)

－概要版－

～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～

計画の趣旨

近年、これまでの大量生産・大量消費型の社会から循環型社会への転換を目指し、様々な取組が進められてきた。3Rから“リデュース（排出抑制）”、“リユース（再使用）”の2Rを優先して取り組むことに重点が置かれるようになり、SDGsを契機として廃プラスチックや食品ロスに対する関心が国内外で高まり、法整備や対策が進んでいる。

このような中でプラスチック資源循環に関する法律の施行、「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定、法律に基づく国の目標値についても見直しが行われ、脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設の広域化・集約化が求められている。

守口市（以下、「本市」という。）では、令和2年4月から大阪広域環境施設組合での共同処理を行っている。同組合の一般廃棄物処理基本計画の更新にあわせ、前計画の計画期間（～令和8年度）を前倒しして新たに計画を策定することとした。

また、本市は「もりぐちゼロカーボンシティ宣言」（令和7年2月）に基づき、廃棄物処理の収集運搬、処理処分の各過程で生じる温室効果ガスの削減に向けた取組が求められている。

なお、「食品ロス削減推進計画」については、本計画に含有している。

計画期間

計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。目標年度は、令和8年度から5年後の令和12年度を中間目標年度、10年後の令和17年度を目標年度とする。

ごみ処理基本計画

ごみ処理の状況

近年10年間の推移をみると、令和2、3年度の生活系ごみは、新型コロナウイルス感染症の影響で外食が減った反動や集団回収から行政収集への移行があったため、やや増加したものの、令和4年度以降減少傾向が続いている。事業系ごみは増減を繰り返しながら減少し、特に令和2年度は減少幅が大きく、これは新型コロナウイルス感染症の影響とみられる。

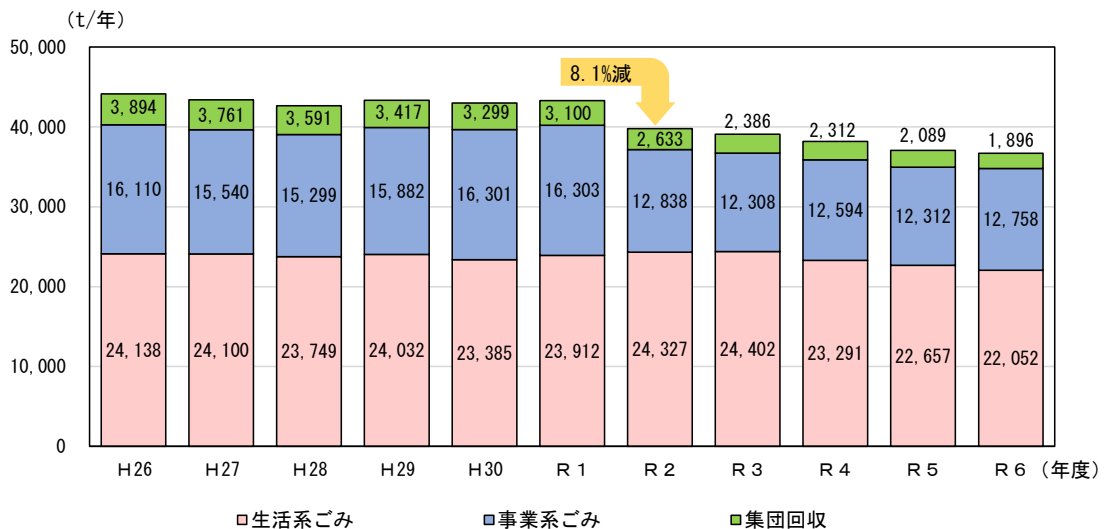


図1 ごみ総排出量の推移

【焼却処理量】

焼却処理量（燃やすごみと破碎処理などにおいて発生する可燃性残渣の合計）は減少傾向にある。

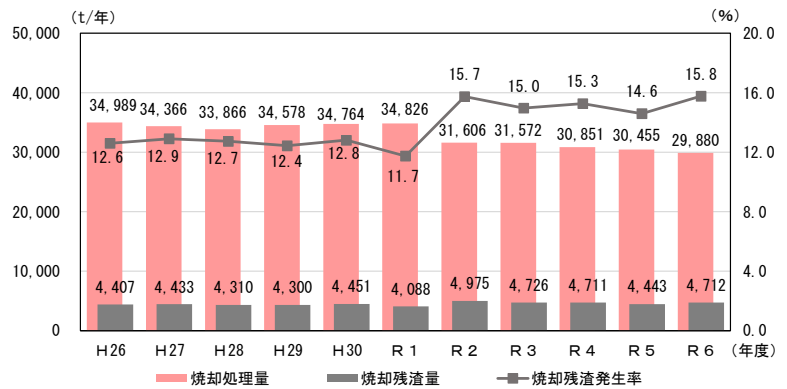


図2 焼却処理量

【資源化量】

資源化量は減少傾向となっているが、総排出量も減少しているため、リサイクル率は横ばいとなっている。

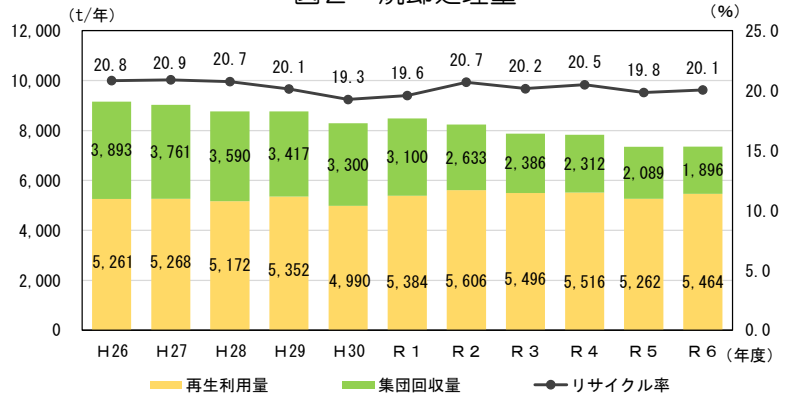


図3 資源化量

【最終処分量】

令和2年度からは大阪広域環境施設組合において共同処理を開始したため、計算方法が異なり、数値に差がある。令和2年度以降は増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっている。

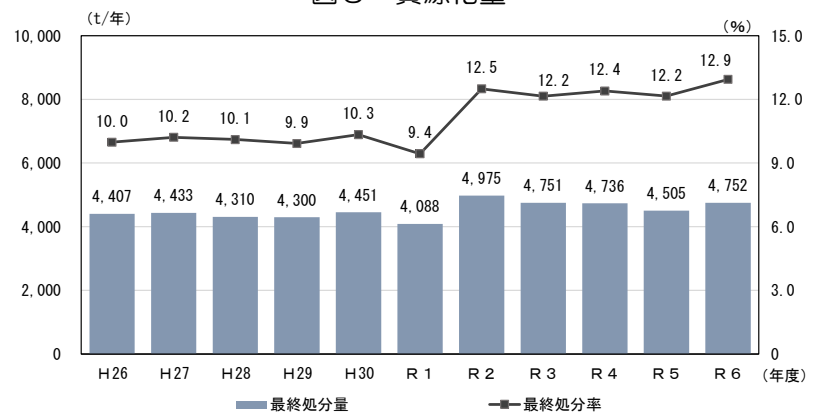


図4 最終処分量

目標達成状況

ごみ総排出量と焼却処理量は、令和2年度に中間目標（R3年度）と目標（R8年度）を達成して以降、各年度の目標値を下回っている。リサイクル率は20~21%前後を維持しているものの、デジタル化やライフスタイルの変化などの影響により資源ごみの回収量が減少したため、不達成であった。

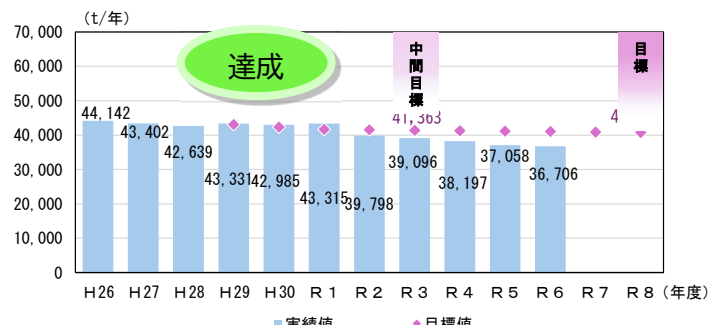


図5 ごみ総排出量

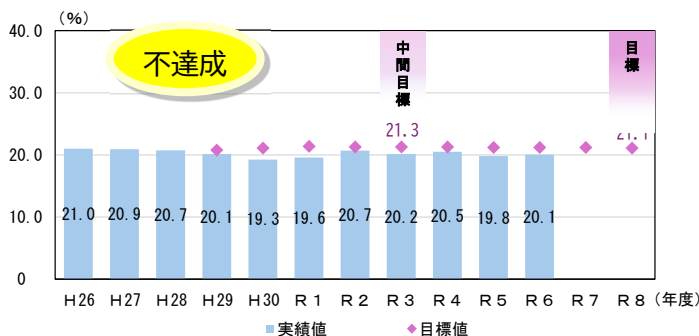


図6 リサイクル率

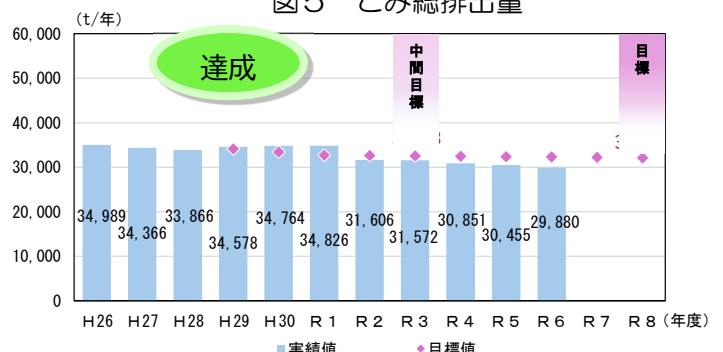


図7 焼却処理量

主な課題

【排出抑制】

生活系ごみの1人1日あたりの排出量は、類似自治体と比較しても少ない反面、事業系ごみの1人1日あたりの排出量は、類似自治体の中でもやや多い。したがって、現在の施策を継続しながら2R（排出抑制・再使用）を推進し、事業系ごみの排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要がある。増加傾向にある外国人に向けた周知啓発を積極的に展開する必要がある。

【資源化】

ごみ質分析結果をみると、燃やすごみには本来資源化できる古紙・古布などが約3割含まれており、分別の向上及び燃やすごみから資源化するごみの区分を増やすなどの取組が必要である。

【収集運搬】

戸別収集による収集運搬を継続し、排出量の変化を踏まえ、回収頻度や分別品目について見直しを検討していく必要がある。なお、新しいストックヤードが整備される令和11年度（予定）からプラスチック製品の回収を予定しており、実施に向けた収集体制の検討などを行っていく。

また、社会の変化に応じてふれあい収集の対象世帯の見直しも検討する必要がある。

【中間処理・最終処分】

中間処理については、安定かつ効率的な処理の継続と、ごみ処理における温室効果ガスの削減の実現に向け、焼却処理量の削減に努める必要がある。

最終処分については、本市において新たな最終処分場の確保は困難なため、ごみの排出抑制及び再使用、リサイクルの推進を図り、焼却処理量及び最終処分量を削減することが必要である。

基本理念・基本方針

将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に行い資源化を推進するため、引き続き「**みんなの責任と協働で目指す循環型社会**」を基本理念とする。

基本方針1 排出抑制の推進

循環型社会を目指すためには3Rが不可欠であり、特に2Rを一層進めることが求められている。

本市では、減量化の方法などをまとめた冊子や外国人向けのパンフレットなどの作成、様々な媒体を活用した情報発信など、啓発及び環境学習を推進する。事業系ごみは、分別意識を高めることでごみの排出抑制を推進する。生活系ごみは、これまで取り組んできた施策を継続するとともに、食品ロスなどの削減にも取り組んでいく。

基本方針2 資源化の推進

アンケート調査では、「プラスチック製容器包装」や令和7年4月に区分を変更した「危険・困難ごみ」、「粗大ごみ（大型ごみ・粗ごみ）」について分別が分かりにくいと回答した市民も多かったことから、市の広報もりぐち、市ホームページなど、様々な媒体を活用し、継続的な周知啓発を行っていく。事業系ごみは、排出量が多い紙類やダンボール、生ごみなどを中心に、資源化の事例などの情報発信を行い、資源化に取り組みやすい仕組みづくりを推進していく。

基本方針3 適正な処理・処分の推進

大阪広域環境施設組合では、7工場を配置計画に従って順次整備、更新しており、長期にわたる安定的な処理体制を継続していく。また、ごみの処理・処分段階における温室効果ガス発生量を抑制するため、処理・処分量の減量と適正化に努める必要がある。そのほか、不法投棄などの防止に向け、警察との情報交換、市民との連携（センサーライトの設置や防犯カメラの活用など）により不法投棄されにくい環境づくりに取り組んでいく。

目標値

表1 数値目標

項目	実績値 令和6年度 (2024)	中間目標値 令和12年度 (2030)	目標値 令和17年度 (2035)
総ごみ排出量 (t/年)	36,706	34,452	32,868
1人1日あたり総ごみ排出量 (g/人・日)	712.6	693.8	687.0
焼却処理量 (t/年)	29,880	28,183	26,829
1人1日あたり焼却処理量 (g/人・日)	580.1	567.6	560.7
最終処分量 (t/年)	4,752	4,311	4,100

施策

表2 施策体系

基本方針	基本施策	取組番号	主な取組
排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用、リユースの推進
		2	生ごみの減量化の推進
		3	事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		4	店頭回収設置店及び資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介
	ごみの減量化に向けた意識の向上	5	搬入検査の実施
		6	環境教育・環境学習の充実
		7	事業系ごみ処理手数料の設定
		8	分別品目見直しに係る検討
		9	多量排出事業者への指導強化
資源化の推進	資源化に向けたわかりやすい情報の発信	10	分別の徹底
	資源化に向けた意識の向上	11	新たな情報発信ツールの導入
		12	ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入
	資源化に向けた仕組みづくり	13	集団回収の推進
		14	協働する体制づくり
		15	拠点回収事業の拡充、継続
		16	ふれあい収集の継続
17		より効率的な収集運搬計画の検討	
適正な処理・処分の推進	中間処理計画	18	ストックヤード（旧焼却施設跡地）の整備
	最終処分計画	19	最終処分量の削減
	その他	20	不法投棄対策
		21	特別管理一般廃棄物の適正処理
		22	処理困難物の適正処理
		23	災害廃棄物対策
		24	広域処理の責務
		25	再生可能資源の活用（Renewable）
		26	守口市総合基本計画との整合
		27	特定原付など新たな製品がごみとなった場合の処理体制の確保

背景

日本の食品ロス推計量をみると、減少傾向であるものの約半分は家庭からの排出（令和5年度：約233万t）とされており、国民1人あたり約102g/日となっている。家庭での食品ロスの発生要因としては、「食べ残し」（料理の作りすぎなど）のほか、「直接廃棄」（未開封のまま捨てる）、「過剰除去」（野菜の皮などを厚くむき可食部分まで捨てるなど）に大きく分類される。また、食品ロスは食品の製造・輸送・販売、廃棄処理過程における余分なCO₂の排出にもつながっており、「もりぐちゼロカーボンシティ宣言」で掲げる脱炭素社会、持続可能な循環型社会の実現のためには、食品ロスの発生抑制に取り組んでいく必要がある。

守口市における食品ロスの実態

令和6年度における「食品廃棄物」の割合は、令和2年度の23.4%から21.7%へ減少した。「食品廃棄物」の内訳をみると、食品ロスに該当する「手つかず」・「食べ残し」の割合は35.1%から26.5%となっており、特に「手つかず」の割合が減少している。

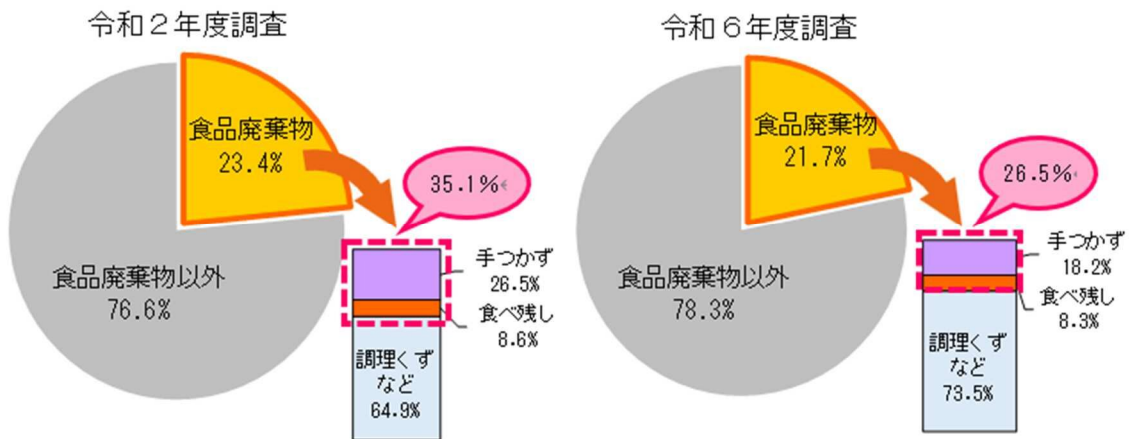


図8 食品ロスの発生割合（令和2、6年度調査結果）

食品ロスの内訳では、「食べ残し」（約32%）が最も多く、次いで（約15%）、「穀類」（約14%）となっている。

令和2年度調査と比べ、「野菜」の割合は10ポイント以上減少し、「その他」が増加している。「その他」には、魚介・肉類や大豆、乳製品、飲料が含まれており、廃棄の内容が多岐にわたっていると想定される。

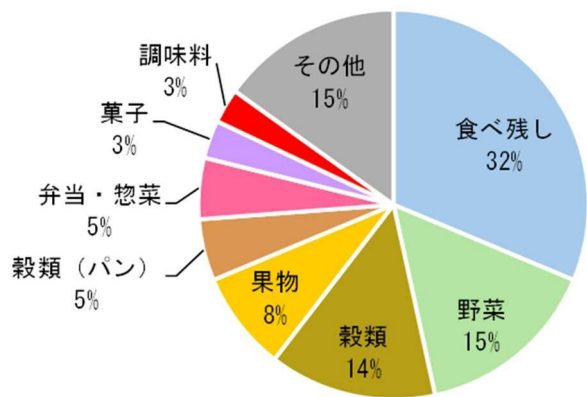


図9 食品ロスの内訳（令和6年度調査結果）

目標達成状況

食品ロス実態調査の結果と燃やすごみの原単位をもとに、家庭系食品ロスを推計すると887t、市民1人1日あたり17.23g/人・日となり、中間目標（R8年度）・目標（R12年度）を達成している。

表3 目標達成状況

	基準年度 《2000年》	計画時現状 《2020年》	最新 《2024年》	中間目標年度 《2026年》	目標年度 《2030年》
家庭系食品ロス量（t）	2,328	1,389	887	1,254	1,164
市民一人あたりの食品ロス量（g/人・日）	41.35	26.47	17.23	24.71	23.61

目標値

食品ロスである直接廃棄^{※1}、食べ残しの15%削減

令和6(2024)年度:17.2g/人・日⇒令和17(2035)年度:14.5g/人・日^{※2}

※1 直接廃棄は100%残存、50%以上残存、50%未満残存それぞれにおいても15%削減を目指す。

※2 現状推移による減少分0.1g/人・日含む。

基本方針

食品ロスの削減を推進するためには、消費者（市民）一人ひとりが意識を変え、できるかぎり食品ロスを発生させないライフスタイルに変えていくとともに、事業者から発生する食品の製造や販売ロスを極力減らすための仕組みを構築していくことが重要である。

そのため、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、食品ロスの削減に繋がる取組を推進する。

施策

- ホームページ、広報誌、SNSなどを用いた情報提供と普及啓発（市民、事業者）
- 実態調査の実施と対策の推進
 - ◆見直し年度、目標年度における食品ロスなどの実態調査の実施
 - ◆調査結果（食品ロスの内容、発生要因などの分析）に基づいた削減対策の実施
- 効果的な削減方法などの情報収集及び提供
 - ◆国や府、他自治体などの先進的な取組の情報収集及び周知
 - ◆フードバンク活動団体などを通じたフードドライブ活動の周知・推進

各主体の役割

消費者
(市民)

食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深め、日々の暮らしのなかで自身が排出している食品ロスについて、適切に理解・把握する。その上で、食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、買い物や料理などの日常生活の中で行動に移す。
また、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用するなどの行動により、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

事業者

- (1) 食品製造業者・・・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫などにより、賞味期限の延長、年月表示化など賞味期限の大括り化に取り組む。
- (2) 食品卸売・小売業者・・・食品小売業者サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しいルール（1/3ルールなど）の緩和や需要予測の高度化、受発注リードタイムの調整などによる適正発注の推進といった商習慣の見直しに取り組む。また、小分け販売や少量販売など、市民が使い切りやすい工夫に取り組む。
- (3) 外食産業者・・・天候や日取り（曜日）、消費者の特性などを考慮した仕入れ、提供の工夫や、消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューなど）の導入に努める。また、衛生上の注意事項を説明したうえで、可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、持ち帰りについてわかりやすい情報提供を行う。

行政
(市)

本市は自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践するとともに、国が策定している各種ガイドラインなどを踏まえ、市民、事業者、関係団体などの取組に対し、積極的な支援を実施する。
また、取組を実施する消費者（市民）、事業者が増えるよう、食品ロス削減に関する普及啓発を行う。

生活排水処理の現状

本市で発生する生活雑排水のほとんどは、公共下水道で処理したのち河川などの公共用水域へ放流されている。し尿については、公共下水道、合併処理浄化槽及びみなし浄化槽によって処理され、汚泥は、守口市下水終末処理場で処理を行っている。汲み取りは、し尿を許可業者が収集・運搬し、守口市下水終末処理場で処理を行っている。

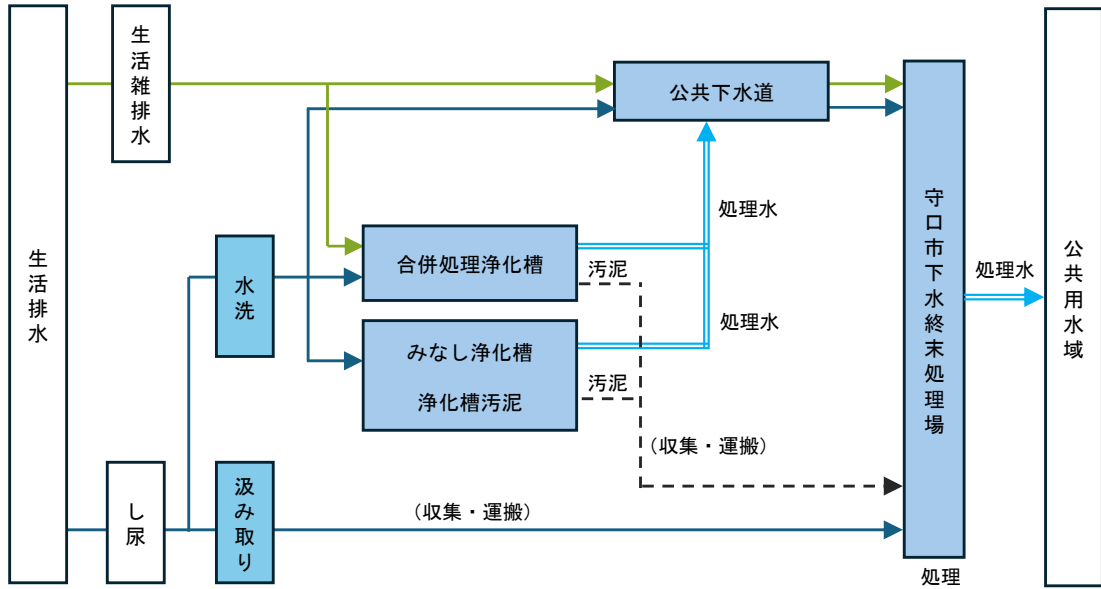


図 10 生活排水の処理体系（令和8年4月）

【生活排水の処理形態別人口、下水道整備状況】

処理形態別人口は 99.9%が水洗化人口となっている。下水道整備については、市全体の面積の 98.28%、人口の 99.99%の普及率となっており、面積の普及率、人口の普及率ともに 100%に近い。

課題

本市では、ほぼ全ての地域で公共下水道処理が可能となっているものの、接続については 100%とはなっていない。今後も市民・事業所に対する啓発を継続し、公共下水道処理への切替えを推進していく必要がある。

基本理念・基本方針

【基本理念①】快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、社会環境の変化や地域特性などを十分考慮しながら啓発に努める。

【基本理念②】水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図る。

基本方針 1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管きょへの接続を推進し、浄化槽から公共下水道への切替えを推進する。

基本方針 2 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果などについて、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所など）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行う。

収集運搬計画

- 市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。
- 計画収集区域は、市内全域とする。
- し尿などの収集形態は、現状と同様に許可収集とする。

中間処理計画

- 本市のし尿及び浄化槽汚泥は、守口市下水終末処理場で処理する。
- 目標年度（令和17年度）のし尿などの排出量は265kL/年が見込まれる。

その他

- 地震、台風などの大規模災害時の、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルートの見直しや周辺自治体の処理施設との連携体制を構築する。
- 生活排水処理に関し、（発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理など）市民に広報・啓発活動を行う。

計画の進捗管理

排出抑制、再使用、資源化をさらに進めるため、計画の趣旨や目的、目標とその達成に向けた施策市民や事業者の説明を実施し、理解と協力を得るように努める。

また、広報誌などへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供などにより、廃棄物処理業者、排出事業者などにも広く周知啓発していく。特に収集・運搬、処理・処分については、生活環境の保全上支障が生じないように留意し、区域内の一般廃棄物の円滑な処理に努める。

計画の進捗管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理基本計画の点検、見直しを実施し、評価を行う。

一般廃棄物処理基本計画における取組の改善・進捗の評価の指標については、ごみの収集や処理に係る数値目標を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果をホームページなどで公表する。

これらの評価をふまえ、概ね5年ごとまたは計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを実施する。

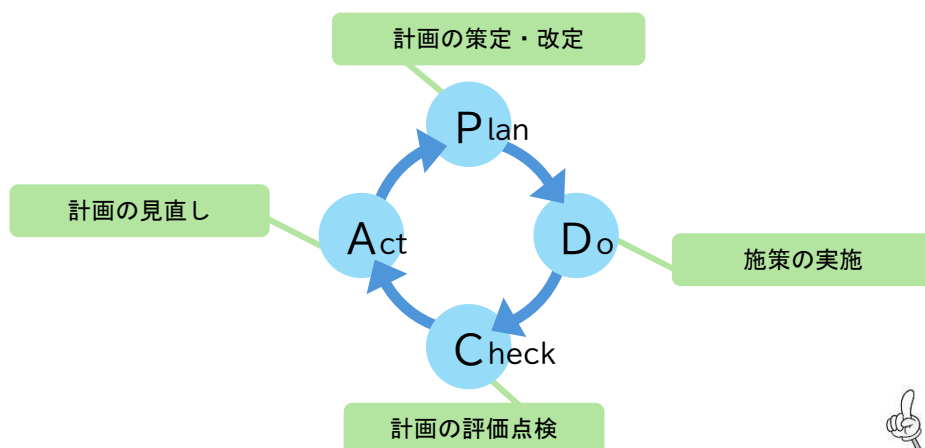


図 11 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル



守口市一般廃棄物処理基本計画(概要版)

(ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画・生活排水処理基本計画)

～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～

令和8(2026)年3月発行

発行者 守口市環境下水道部環境対策課
〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5 電話:06-6991-3840